

# 平成25年度

## 第1回 評価検討ワーキンググループ

### 【資料集】

【資料1】	次世代育成支援行動計画（後期計画）の概要について	1
【資料2】	次世代育成支援行動計画（後期計画）の施策体系と重点施策	5
【資料3】	次世代育成支援対策支援法の延長等の検討について	7
【資料4】	西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画） 平成24年度進捗状況報告書 ( 第2回子ども・子育て会議で使用した<資料4-1>と同じ資料です。)	別冊
【資料5】	平成24年度進捗状況報告書に係る参考資料	別冊
【資料6】	子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画の 関連対比表 ( 第2回子ども・子育て会議で使用した<資料4-2>と同じ資料です。)	別冊
【資料7】	重点施策事業のうち子ども・子育て支援事業計画に 対応すると思われる事業数	9

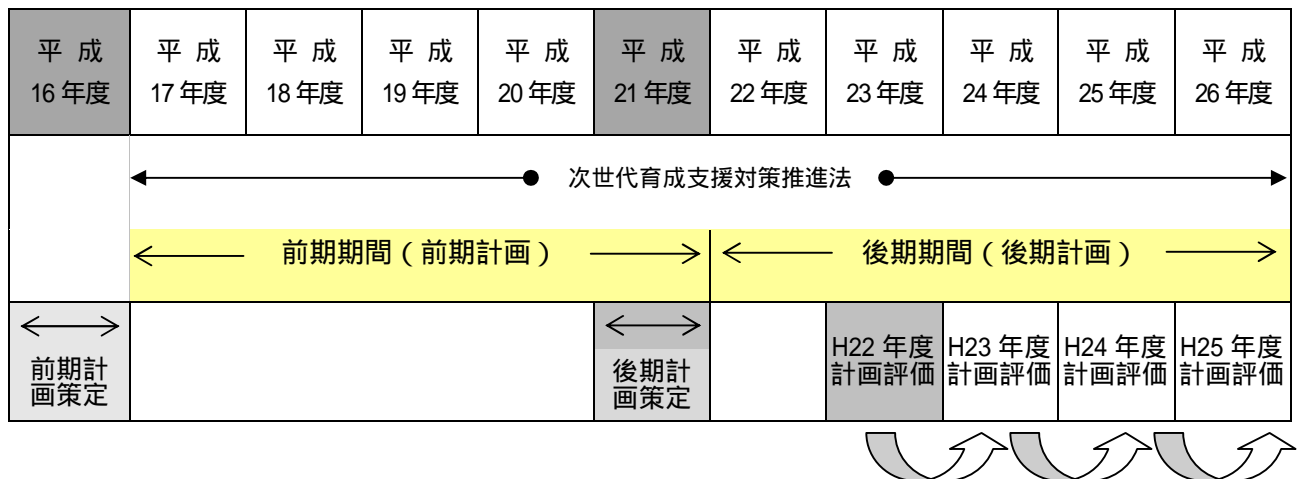
# 1. 西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)の概要について

## (1) 行動計画の計画期間

日本における少子化の流れを変えるため、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、総合的、集中的な少子化対策として、次世代育成支援の観点から各自治体が行動計画を策定することが義務付けられた。

この行動計画は、全体の計画期間を平成 17～26 年度の 10 年間としており、さらにそれを平成 17～21 年度までを前期、平成 22～26 年度までを後期の計画期間として、それぞれに分けて策定した。後期計画策定の際は、前期計画に係る必要な検証や、さらに社会・経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化、西宮市の状況等に対応して、平成 22 年 3 月に後期計画を策定した。

この後期計画の着実な推進を図るため、次世代育成対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 7 項に基づき、計画の点検・評価を行っていく。



## (2) 計画の基本的な考え方

- ・ 基本的な視点 【計画書: P31】
- ・ 基本理念 【計画書: P32】
- ・ 基本目標 【計画書: P32～P33】
- ・ 計画の体系 【計画書: P34～P35】

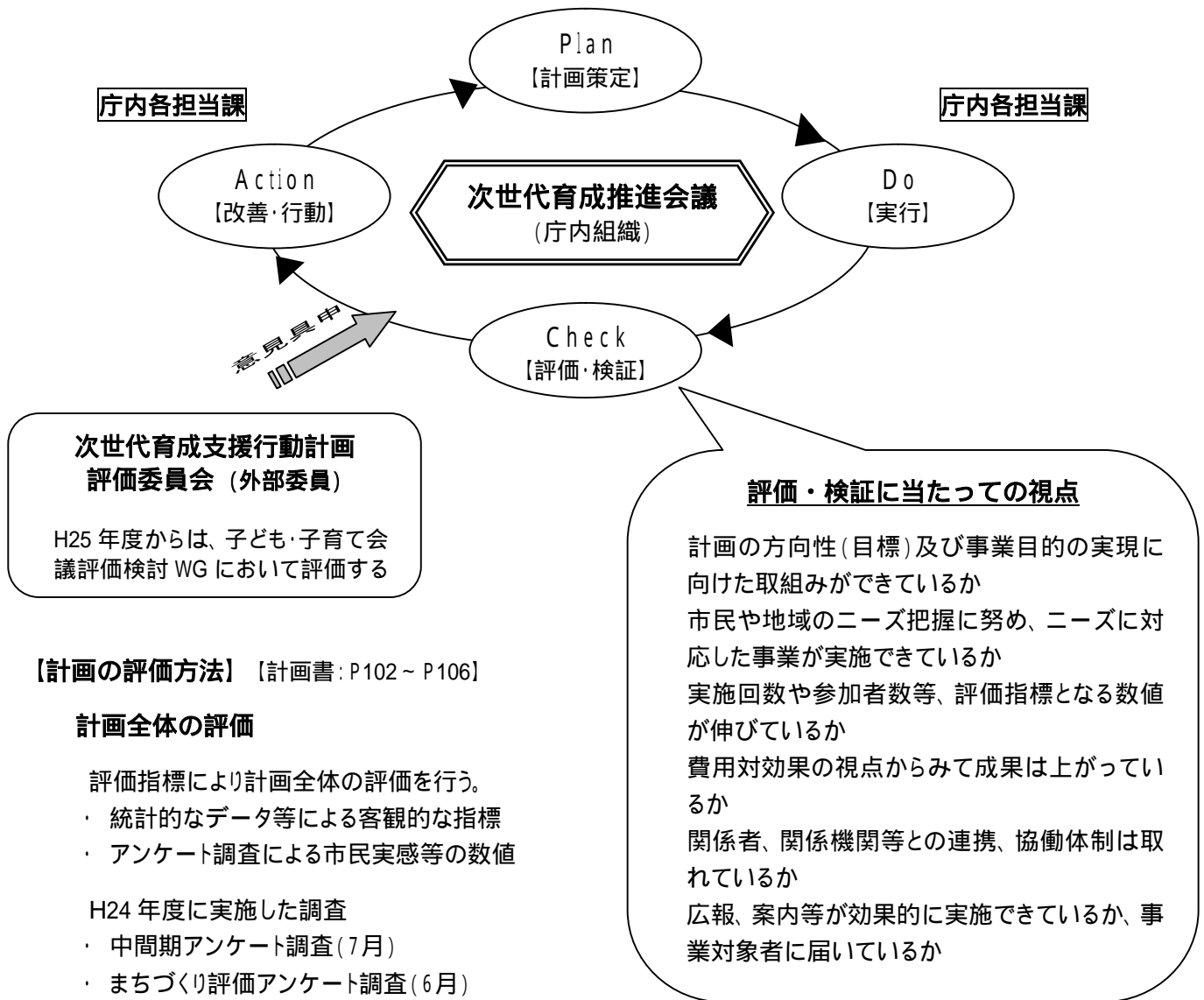
## (3) 行動計画の進行管理 【計画書: P102】

各年度、各事業担当課において担当事業にかかる実施状況の集約と評価・検証を行う。

各事業担当課からの報告に基づき、計画全体の進捗状況の取りまとめ、あわせて評価・検証を行う。

でまとめた行動計画の進捗状況と評価・検証結果を、学識経験者や関係団体、市民等の外部委員からなる「西宮市次世代育成支援行動計画評価委員会」(平成 25 年度からは西宮市子ども・子育て会議)に報告し、第三者的な立場から計画の推進にかかる評価及び意見・提言を受ける。

評価委員会(子ども・子育て会議)から受けた意見・提言を踏まえ、「西宮市次世代育成推進会議」が計画の進行管理を行い、計画の着実な推進を図っていく。



【計画の評価方法】 【計画書: P102 ~ P106】

### 計画全体の評価

評価指標により計画全体の評価を行う。

- ・ 統計的なデータ等による客観的な指標
- ・ アンケート調査による市民実感等の数値

H24 年度に実施した調査

- ・ 中間期アンケート調査(7月)
- ・ まちづくり評価アンケート調査(6月)

### 重点施策等を中心に評価

重点的・優先的に取り組む必要のある重点施策等について、その取組み内容や推進体制等について、第三者的な立場から評価、提言等を行い、施策の推進に反映させていく。

H23 年度、取り上げた評価項目

- 重点施策 「地域子育て支援拠点事業の全市展開」
- 重点施策 「総合的な子育て支援体制の充実」
- 重点施策 「児童虐待防止対策の強化」

H24 年度、取り上げた評価対象項目

未達成事業について

## 次世代育成支援行動計画(後期計画)の基本理念

### 子どもが輝くまち・人にやさしいまち にしのみやへ ～ 子育てするなら 西宮 ～

子どもや子育て世代の思いや意見を尊重するまち、子育て家庭を支えるまちは、子どもの輝く笑顔につながります。わたしたちは、子どもの笑顔があふれるよう、“子どもの笑顔がいきいきと輝くまち にしのみや”をめざします。

また、地域全体で子どもを見守り、支えあう心温かなまち、子育て家庭にやさしいまちは、高齢者や障害のある人などすべての人にとって暮らしやすいまちにつながります。

あらゆる人がいきいきと輝けるよう、“すべての人にやさしいまち にしのみや”をめざします。

## 次世代育成支援行動計画(後期計画)の基本目標

### 基本目標1 地域における子育てを支えるまちづくり

子育てについての悩みや精神的な不安、肉体的・経済的な負担などの軽減に向けた取組みを子育て支援サービスの充実により各方面から進めます。

また、世代間交流やふれあい事業等を通して人と人とのつながりが深まっていくよう、子育てサークルなど地域における自主的な活動を支援し、活性化を図るとともに、地域の子育てネットワークの構築をめざします。

### 基本目標2 母と子の健康を支えるまちづくり

妊娠及び出産が希望に沿った形で安全に安心して行えるよう取組みを進めるとともに、男女がともに協力して生み育てる意識を育みます。

また、出産後の育児不安を軽減し、自信とゆとりを持ち安心して子育てができ、子どもが健やかに成長できるよう、母子保健事業をはじめ食育の推進や小児医療の充実などに努めます。

### 基本目標3 子育てと仕事の両立を支えるまちづくり

男女がともに協力して子育てをしながら働くことができるよう、社会の就労環境の変化や多様な就労形態に配慮しつつ、保育サービスの充実を図ります。

また、仕事と家庭生活の調和がとれるよう働き方の見直しを行う、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」の推進を企業等とともに進め、働きながら安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

#### **基本目標 4 教育環境の充実と健全育成のまちづくり**

人間関係の希薄化や規範意識が低下する中で、次代を担う子どもたちが、いのちを大切に、人権を尊重する意識を高め、確かな学びを身につけるよう、学校教育と社会教育の連携を強化し、教育環境の充実に努めます。

また、家庭や地域の子育て力を高めるため、幅広い情報と学習機会の提供に努めます。

#### **基本目標 5 子育て家庭にやさしいまちづくり**

子どもや妊産婦、乳幼児連れの子育て家庭をはじめ、だれもが安全・安心・快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた住まい・まちづくりの誘導、施設整備を進めるとともに、道路や公共交通機関のバリアフリー化などの推進に取り組みます。

#### **基本目標 6 子どもの権利と安全を守るまちづくり**

子どもの最善の利益が尊重されるように、虐待、いじめ、不登校などの解消に積極的に取り組むとともに、子どもを犯罪や事故等の被害から守るための安全対策を進めます。

さらに、子ども自身が自らの権利に対する意識を持ち、自らを守る力を養うことができるよう取り組みを進めます。

また、障害児施策とりわけ発達障害や、ひとり親家庭への対応など、社会的養護を必要とするすべての子どもへの支援を行います。

# 次世代育成支援行動計画(後期計画)の施策体系と重点施策

施 策 体 系	
基本目標1 地域における子育てを支えるまちづくり <77>	
1章 子育て支援サービスの充実 <33>	1節 子育て家庭への支援制度の充実 <8>
	2節 子育てについての相談体制の充実 <6>
	3節 子育て交流の場づくり <9>
	4節 子育て支援の総合調整の取り組み <10>
2章 子どもを健やかに育む環境づくり <39>	1節 子どもの遊び場・居場所づくり <9>
	2節 地域との協働で進める子育て支援の推進 <9>
	3節 ふれあい・体験等を通じた育成活動の推進 <21>
3章 経済的な支援の充実 <5>	
基本目標2 母と子の健康を支えるまちづくり <52>	
1章 子どもや母親の健康の確保 <29>	1節 安心して妊娠・出産ができる環境づくり <11>
	2節 育児不安の解消や子どもと母親の健康確保 <18>
2章 食育の推進 <11>	1節 食生活に関する学習機会や情報の提供 <7>
	2節 子どもによる食事づくり等の体験学習の提供 <4>
3章 思春期保健対策の充実 <6>	
4章 小児医療の充実 <6>	
基本目標3 子育てと仕事の両立を支えるまちづくり <33>	
1章 保育サービスの充実 <26>	1節 保育所の待機児童解消 <4>
	2節 多様な保育サービスの充実 <7>
	3節 保育サービスの質の向上 <11>
	4節 留守家庭児童育成センターの充実 <4>
2章 仕事と生活の調和の実現 <7>	1節 働きやすい環境づくりの推進 <3>
	2節 子育て世代等への就労支援 <4>

各項目の〈 〉内数値は、各項目に属する事業数である。

重点施策	重点施策の主な取組み
「地域子育て支援拠点事業」の全市展開<6>	地域子育て支援拠点事業(ひろば型)の拡充 <2> 大学と連携した地域子育て支援拠点事業(ひろば型)の展開 <1> (仮称)地域子育て支援拠点事業連絡協議会の設置 <1> 子育て総合センターの機能強化 <2>
子どもの遊び場・居場所づくり <7>	児童館・児童センターの機能強化 <2> 学校体育施設の開放 <1> 社会教育施設や学校施設を活用した子どもの育成 <2> 公園等の遊び場づくり <2>
地域での子育てネットワークづくり <3>	子育てサークルなどの自主活動への支援 <1> 子ども・子育て支援ネットワークの充実 <1> 地域団体との連携 <1>
総合的な子育て支援体制の充実 <7>	子育て情報の総合的な提供、子育ての情報提供のあり方の検討 <2> 子育て情報のより効果的な提供 <3> 子育てに関して総合的な対応・調整を行う体制づくり <2>
父親の育児参加の促進 <3>	父親向けの講座やイベントの充実 <2> 父子手帳の発行及び活用 <1>
妊娠期から乳幼児期における連続した支援体制の強化 <11>	妊娠・出産に係る経済支援の充実 <2> 保健福祉センターの充実 <4> 妊産婦への支援の充実 <4> 予防接種の効率的な実施 <1>
食育の推進 <8>	母親への食育事業の充実 <2> 子どもへの体験学習の充実や学校教育での食育の推進 <4> 食育に関する普及啓発 <2>
保育所の待機児童解消 <3>	保育所受入枠の拡充 <2> 新たな待機児童対策への取り組み 保育所と幼稚園などを一体とした待機児童対策の実 } <1>
保育サービスの充実 <9>	多様な保育サービスの取り組み <4> 保育の質の向上 <4> 認定こども園 <1>
ワーク・ライフ・バランスの推進 <2>	ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発 <1>

施 策 体 系

基本目標4 教育環境の充実と健全育成のまちづくり <45>

1章 次代の親の育成 <3>	
2章 子どもの生きる力の育成 <36>	1節 確かな学力の向上 <10>
	2節 豊かな心と健やかな体の育成 <7>
	3節 信頼される学校づくり <3>
	4節 教育環境の整備 <5>
	5節 幼児教育の充実 <7>
	6節 特別支援教育の充実 <4>
3章 家庭や地域の教育力の向上 <6>	1節 家庭教育への支援の充実 <2>
	2節 地域社会における教育力の向上 <4>

基本目標5 子育て家庭にやさしいまちづくり <14>

1章 良好な住宅・住環境の整備 <6>	
2章 安全で安心な移動空間の確保 <8>	1節 安全な道路交通環境の整備 <4>
	2節 安心して外出できる環境の整備 <4>

基本目標6 子どもの権利と安全を守るまちづくり <58>

1章 子どもの権利擁護の推進 <37>	1節 児童虐待防止への取り組み <5>
	2節 ひとり親家庭等への支援 <12>
	3節 障害児施策の充実 <20>
2章 子どもを取り巻く有害環境や課題 解決への取り組み <14>	1節 課題を抱える子どもへの支援体制の整備 <6>
	2節 有害環境対策の推進 <8>
3章 子どもの安全の確保 <7>	1節 子どもの交通安全の確保 <2>
	2節 子どもを犯罪等の被害から守るための取り組み <4>
	3節 被害に遭った子どもへの支援体制の充実 <1>



重点施策	重点施策の主な取組み
次代の親の育成 <4>	異年齢交流の促進 <3> 学校における授業等による取組み <1>
「学校・家庭・地域総がかりの教育」の推進<2>	学校サポートにしのみやの充実 <1> 教育連携協議会の活用 【廃止】 学校評価の充実 <1>
幼稚園・保育所・小学校・中学校の連携の推進 <5>	就学前児童を一体とした幼児教育の推進 <3> 幼稚園・保育所・小学校連携の推進 <1> 小学校・中学校のつながりのある教育の推進 <1>
学校施設の充実 <3>	学校施設の整備 <2> 教育環境の整備 <1>
子育てを支援する生活環境の整備 <3>	子育てに適した住宅の確保 <1> 住まいに関する相談・情報提供 <1> 安心・安全な住まいの整備 <1>
安心して外出できるまちづくりの推進 <4>	ユニバーサルデザインのまちづくり <1> バリアフリー化の推進 <3>
児童虐待防止対策の強化 <4>	要保護児童対策協議会の体制強化 <2> 児童福祉と母子保健との連携 <2>
ひとり親家庭等への支援強化 <4>	母子家庭等就労・自立支援センターの設置 <1> ひとり親家庭等への自立支援の推進 <3>
発達障害などへの総合的な支援体制の確立 <8>	早期支援体制の確立 <3> 切れ目の無い支援体制の構築 <1> 教育支援の充実 <3> 発達障害などの障害児に関する一体的な支援体制の検討 <1>
子どもの安全対策の推進 <4>	子どもが交通事故や犯罪被害等に巻き込まれない力を育むための取組み <2> 子どもを非行や犯罪から守る取組みの推進 <2>

<100>

## 次世代育成支援対策推進法の延長等の検討について

厚生労働省

- 1 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）は、平成17年度から平成26年度までの10年間に集中的かつ計画的に対策を実施するための時限法として制定され、同法に基づき関係者が対策に取り組んできたところである。
- 2 次世代法については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第2条において、「政府は、平成27年度以降の次世代育成支援対策推進法の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」旨規定され、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）、少子化危機突破のための緊急対策（平成25年6月7日少子化社会対策会議決定）等でも延長等が求められているところであり、今後、関係省庁で同法の延長等の検討を行うこととする。
- 3 具体的な検討については、次のように行うこととする。
  - 地域行動計画関連部分：関係省庁において検討
    - 子ども・子育て関連三法で市町村子ども・子育て支援事業計画等の策定が義務づけられたことに伴い、次世代法に基づく市町村行動計画等の策定義務を任意化した経緯などを前提として検討
  - 一般事業主行動計画関連部分：労働政策審議会において検討
  - 特定事業主行動計画関連部分：関係省庁において検討
    - の検討状況を踏まえつつ検討
    - ～ の検討結果について、子ども・子育て会議に報告

&lt;注&gt; 下線は子育て企画課で添付

子ども・子育て関連三法での  
次世代育成支援対策推進法(平成15年法律120号)の主な改正内容

**次世代育成支援対策推進法**

**第7条**

- 4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴き、かつ、内閣総理大臣に協議するとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。

**第8条**

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び乳児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

**子ども・子育て支援法**

**附則第2条**

政府は、平成27年度以降の次世代育成支援対策推進法(昭和15年法律第120号)の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

<注> 関係内容を子育て企画課で抜粋

## 重点施策別事業のうち子ども・子育て支援事業計画に対応すると思われる事業数

基本目標	重点施策	事業数 (A)	対応数 (B)	対応率 (A)/(B)
基本目標 1 地域における子育てを支える まちづくり	[地域子育て支援拠点事業]の全市展開	6	6	100.0%
	子どもの遊び場・居場所づくり	7	5	71.4%
	地域での子育てネットワークづくり	3	3	100.0%
	総合的な子育て支援体制の充実	7	7	100.0%
	父親の育児参加の促進	3	3	100.0%
	小計	26	24	92.3%
基本目標 2 母と子の健康を支えるまちづくり	妊娠期から乳幼児期における連続した支援体制の強化	11	9	81.8%
	食育の推進	8	4	50.0%
	小計	19	13	68.4%
基本目標 3 子育てと仕事の両立を支える まちづくり	保育所の待機児童解消	3	3	100.0%
	保育サービスの充実	9	9	100.0%
	ワーク・ライフ・バランスの推進	2	2	100.0%
	小計	14	14	100.0%
基本目標 4 教育環境の充実と健全育成の まちづくり	次代の親の育成	4	2	50.0%
	「学校・家庭・地域総がかりの教育」の推進	2	0	0.0%
	幼稚園・保育所・小学校・中学校の連携の推進	5	2	40.0%
	学校施設の充実	3	0	0.0%
	小計	14	4	28.6%
基本目標 5 子育て家庭にやさしいまちづくり	育てを支援する生活環境の整備	3	1	33.3%
	安心して外出できるまちづくりの推進	4	0	0.0%
	小計	7	1	14.3%
基本目標 6 子どもの権利と安全を守るまちづくり	児童虐待防止対策の強化	4	4	100.0%
	ひとり親家庭等への支援強化	4	3	75.0%
	発達障害などへの総合的な支援体制の確立	8	7	87.5%
	子どもの安全対策の推進	4	0	0.0%
	小計	20	14	70.0%
合計		100	70	70.0%

(注) 1、事業数は、廃止した事業を控除した後の事業数である。

2、対応数は、次世代育成支援行動計画(後期計画)の重点事業のうち、新制度で記載が必要な事業に対応すると思われる事業(周辺事業を含む)の数である。